

令和6年4月吉日

各位

山形第一信用組合

「デビットカード取引規定」の改訂について

平素は当組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当組合は、令和6年4月23日（火）よりデビットカード取引規定を下記のとおり改訂いたしましたので、お知らせします。

なお、改訂後の規定は、改訂前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますので、ご了承ください。

記

1. 改定日

令和6年4月23日（火）

2. 主な改訂内容

地方公共団体等の公的機関の間接加盟店に対応するため、公金納付に関する条文について、一部改訂します。

以上

※改訂後の「デビットカード取引規定」は、こちら